規制の事前評価書

法律又は政令の名称:新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

規制の名称: <u>国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度(投資運用業の</u>特例)の創設

規制の区分:新設、改正(拡充、緩和)、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:金融庁企画市場局市場課

評価実施時期:令和3年3月4日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

(現状をベースラインとする理由も明記)

今般のコロナ禍を含む、国際経済社会の様々な情勢の変化の中で、金融ビジネスが国際的に分散・再配置されていく流れが想定される。こうした中、我が国金融市場が世界及びアジアにおける国際金融センターとしての機能を向上させることは、国内の雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資する。

そのため、海外からの人材・資金・情報の集積を促進する海外の資産運用等の金融ビジネスを 日本国内で行いやすくすることで、投資運用業者等の金融事業者や高度金融人材の受入れを促進 していくことが重要である。

これを実施しなければ、海外からの投資運用業者等の金融事業者の参入が促進されず、我が国金融市場が世界及びアジアにおける国際金融センターとして機能発揮していく上での障害となる恐れがある。

以上をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

今般のコロナ禍を含む、国際経済社会の様々な情勢の変化の中で、金融ビジネスが国際的に分散・再配置されていく流れが想定される。こうした中、我が国金融市場が世界及びアジアにおける国際金融センターとしての機能を向上させることは、国内の雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資する。そのため、海外からの人材・資金・情報の集積を促進する海外の資産運用等の金融ビジネスを日本国内で行いやすくすることで、投資運用業者等の金融事業者や高度金融人材の受入れを促進していくことが重要であり、そのための環境整備を一層加速させることが喫緊の課題である。

上記に向け、海外の投資運用業者等の受入れを促進する観点から見た場合、主として国内の資金を運用することが想定されている現行制度に適合することが難しい、若しくは海外での業務実績等を勘案した参入規制になっていないといった指摘がある。

【規制以外の政策手段を含めた検討】

上記課題に関して、参入を検討している海外投資運用業者に対し、登録等申請手続の英語化や サポートオフィスの設置等、参入手続をサポートする非規制手段を構築することとしているが、 それに加え、規制手段として、参入規制を緩和することが重要。具体的には、既存業者との規制 のイコールフッティングを確保しつつ、十分な投資家保護を図った上で、

- ① 海外の資金のみを運用する海外事業者について、参入時やその後の監督において、海外での 業務実績(トラック・レコード)や現に海外当局による監督等を受けていることを勘案する、
- ② 主として海外の資金を運用する海外事業者を想定する、

といった点に着目した制度的手当てとして、海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度(投資運用業の特例)を創設することが妥当である。

【課題解決手段(制度改正)】

- 〇 外国において、外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等について、一定期間、届出制により、国内において当該投資運用業等を行うこと(以下、「移行期間特例業務」という。)を可能にする。
- 主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームに係る届出制度(当該制度に基づく 業務を、以下、「海外投資家等特例業務」という。)を創設する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

新設する①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務を営もうとする者において、届出に係

る費用や、①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務に関する規制の遵守に係る費用が発生 する。

【行政費用】

届出件数に応じて、届出受理等の業務に係る費用が発生する。また、関係法令の遵守状況についての検査・監督に係る費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和 したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が 生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の措置は、投資運用業の特例を創設し、投資運用業に係る規制緩和を行うものであり、新制度により遂行できる業務に対応した行為規制等が適用され、当該業務に係る検査・監督の対象となるものの、その内容は特例を創設しない場合(投資運用業に関する現行制度のみで対応する場合)と同じあるいはそれ以下の範囲に収まることから、新たな行政対応に係る費用は増加しないと考えられる(参入業者が増加する場合、③のとおり、そのための対応費用は増加する)。

3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

海外からの人材・資金・情報の集積を促進する海外の資産運用等の金融ビジネスを日本国内で行いやすくすることで、主として国内の資金を運用することが想定されている現行制度の類型に適合することが難しい、若しくは参入規制が高いと考えていた海外投資運用業者等の我が国への参入数の増加が期待される。

これにより、我が国金融市場が世界及びアジアにおける国際金融センターとしての機能を向上させることは、国内の雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資する。さらに、国際的なリスク分散等を通じて、世界及びアジアの金融市場の強靭性の向上に資することなどを通じ、我が国が国際金融センター機能という外部性を有する公共財を提供するとの意義があると考えられる。

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

主として国内の資金を運用することが想定されている現行制度の類型に適合することが難しい、若しくは参入規制が高いと考えていた海外投資運用業者が①移行期間特例業務及び②海外投資家等特例業務の類型を利用して我が国に参入する場合、特例を創設しない場合と比べ、検査・監督の対応に係るコストの削減が一定程度見込まれる。(もっとも、本規制緩和は海外投資運用業者の新規参入を促すものであるほか、検査・監督の対応に係るコストは、個別のケースに応じて異なることから、一概に、遵守費用が制度対応前後で比較可能なものではない。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

海外投資運用業者等の我が国への参入数の増加による投資運用業者のファンドマネージャー等のスキルの高い人材の国内への集積は、我が国の金融・資本市場の機能・魅力の向上に寄与するものであり、最終的には国内顧客向けの金融ビジネスの高度化につながることが期待される。

5 費用と効果 (便益) の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化で きるか検証

上記2~4を踏まえ、費用と効果(便益)の関係を分析し、記載する。分析方法は以下の とおり。

① 効果(便益)が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果(便益)の方が費用より大きい場合等に、効果(便益)の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係 を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

海外投資運用業者等の我が国への参入数の増加による海外からの人材・資金・情報の集積等を通した国際金融センター機能の強化がもたらす国内の雇用・産業の創出や経済力向上等の便益によるプラスの効果は、監督する業者の増加に伴う行政費用の発生といったマイナスの効果を大きく上回ると考えられる。

6 代替案との比較

① 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション(度合い)を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案】

国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る登録制度(投資運用業の特例)を創設する。

【代替案と本案の関係】

[遵守費用]

新設する①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務を営もうとする者において、登録に係る費用(登録審査に向けた法律事務所等への作業依頼費用・登録時の登録免許税等を含む)や、 ①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務に関する規制の遵守に係る費用が発生する。 また、届出制と比較して、登録制では登録がなされるまで業務を開始できない中、登録審査の

間も体制整備等を実施・維持しなければならないことによる費用が発生する。

[行政費用]

登録件数に応じて、登録審査の関係法令業務に係る費用が発生する。なお、遵守状況についての検査・監督に係る費用は、採用案・代替案ともに投資家保護上必要な検査・監督を行っていくことが必要と考えられ、必ずしも多寡は判断できないと考えられる。

「便益]

主として国内の資金を運用することが想定されている現行の制度類型に適合することが難しい、若しくは参入規制が高いと考えている海外投資運用業者についても、新たな登録類型の下で登録を行い、我が国で業務を実施することが想定される。登録制とした場合は、参入規制について現行の投資運用業等の類型と大きく変化はないものと想定され、海外投資運用業者等の我が国への参入数は、本案の場合を下回るものと考えられる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

採用案の場合と同様、海外投資運用業者等の参入が増加することによる投資運用業者のファンドマネージャー等のスキルの高い人材の国内への集積は、我が国の金融・資本市場の機能・魅力の向上に寄与するものであり、最終的には国内顧客向けの金融ビジネスの高度化につながることが期待される。

[評価]

代替案の場合、本案の場合と比較して、海外投資運用業者等の新規参入の増加は小さいものと 考えられるため、新規参入がもたらす我が国金融市場の国際金融センター機能の強化に関する便 益については、採用案の方が大きいと考えられる。

遵守費用に関しては、届出制である本案よりも、登録制である代替案の方が大きいと考えられる。また、行政費用については、本案・代替案ともに投資家保護上必要な検査・監督を行っていくことが必要と考えられ、必ずしも多寡は判断できないと考えられる。上記より、費用について、代替案より本案の方が小さいものと考えられる。

以上のことから、本案が適当と考えられる。

7 その他の関連事項

① 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者から の情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価 に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

8 事後評価の実施時期等

① 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した 規制について、費用、効果(便益)及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点 で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)を踏まえることとする。

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

③ 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正により措置される制度の活用状況や監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握していく。